

平成21年 第7回沼田町議会臨時会 会議録

平成21年11月30日(月)

午前10時00分 開会

1. 出席議員

議長	9番	杉本邦雄	議員	1番	津川均	議員
	2番	横山忠男	議員	3番	高田勲	議員
	4番	大沼恒雄	議員	5番	絵内勝己	議員
	6番	上野敏夫	議員	7番	橋場守	議員
	8番	中村保夫	議員	10番	渡辺敏昭	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名
町長 西田篤正君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	生沼篤司君	会計管理者	金子幸保君
総務課長	神憲彦君	地域開発課長	横山茂君
財政課長	辻山典哉君	農業振興課長	辻広治君
住民生活課長	栗中一弘君	建設課長	谷口勲君
和風園園長	篠原毅君	旭寿園園長	吉田憲司君

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長 松田剛君 次長 浅野信行君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 金平嘉則君 書記 川嶋智君

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号) (件名)

会議録署名議員の指名

会期の決定

議案第 65 号 町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第 66 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 67 号 特別職及び教育長の給与に関する特例条例の一部を改正する条例
について

議案第 68 号 沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例について

(開 会 宣 言)

○議長（杉本邦雄議長）おはようございます。只今の出席議員数は10名です。定足数に達していますので、本日を以って召集されました平成21年第7回沼田町議会臨時会を開会致します。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（杉本邦雄議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、8番、中村議員、10番、渡辺議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（杉本邦雄議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。お諮り致します。本臨時会の会期は本日1日間に致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決しました。

(一 般 議 案)

○議長（杉本邦雄議長）日程第3、議案第65号。町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（神 憲彦課長）議案第65号、町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について。町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を提出する。平成21年11月30日提出、町長名でございます。

町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（町職員の給与に関する条例の一部改正）。第1条町職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）の一部を次のように改正する。以下お目通しいただきたいと思っておりますが、今回の改正につきましては既にご承知のとおり8月に平成21年度の人事院勧告がだされたことから、本町においても人事院勧告に準じて条例等の改正を行うものです。改正にあたっては町職員組合のご理解をいただくと共に、他町村の動向も十分踏まえた中で提案を行っているものでございますのでよろしくお願いを致します。

別紙で給与改正の概要の資料を配布させていただいておりますが、今回の改正の

概要につきまして資料にのっとった中で説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いを致します。

改正のまず一つ目でございますが、職員の月例給を30歳未満の若年層を除いて平均で0.2%の引き下げを行うものでございます。また、4月分から本日の改正までの差額分、11月分まででございますけれども、これらの差額分につきましては、12月に支給される期末勤勉手当で調整を行うものとなっているものでございます。

二つ目は期末勤勉手当の支給割合を6月で0.2ヶ月、12月で0.15ヶ月、合計0.35ヶ月を削減いたしまして年間の支給割合を4.5ヶ月から4.15ヶ月に減額するものでございます。なお、実施時期につきましては12月1日となるものでございますが、6月の支給分につきましては5月に議決をいただきました、特例措置によりまして既に実施済みとなっているものでございます。

三点目でございますが、平成22年の4月から施行されます労働基準法の改正を踏まえた中で月60時間を越える超過勤務に係る割増率を100分の125から100分の150に引き上げますと共に、今回引き上げとなります100分の25につきましては、金銭に代えて代休の休暇を与えることを、可能とする改正となっているものでございます。なお、この超過勤務手当の改正につきましては実施時期が平成22年の4月1日からということになるものでございます。

以上3点の改正を行うものでございますが、今回の改正によりまして職員一人当たりの年間支給額で約11万8千円の削減がなされます、総額にいたしますと約1430万の影響額が予想されるところでございますので、よろしくご審議のほどをお願い致します。以上でございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。橋場議員。

○7番（橋場守議員）職員の給与について提案されたんですけれども、町がね業者に請け負わしている、例えば庁舎管理だとかそれから、老人ホームの掃除とかそういうところに、嶋建設がですね、産業ですか働かされているんですけども、その人たちの話を聞きますとね、12月分の給与が20日間、締め切り後の部分がね1月に支給されないで、2月に支給されるちゅう話聞いたんですよね、もしそれが本当だとしたらねこれやっぱりね、正月はさかのぼって12月分はやっぱり1月あるいは12月の内に払ってやるという、逆にしなきゃならんようなことではないかと思うんですけども、やっぱりねそういうことがあるとしたら、やはり業者にねきちんとして改めて、町が払ってるのはその月その月払ってると思うんですよね業者にね、ですから業者がやっぱり働いてる人たちにそういう不便をかけないように、きちんと払わせるようなそういう指導できないかなと思うんですけどどうですか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、総務課長。

○総務課長（神憲彦課長）今のお話私ども承知していない中で今お聞きさせていただいたんですが、当然私どもと致しましても委託業務につきましても、十二分に年間一回の支払でなくて、その辺を踏まえた中で委託費用等も配慮させていただいてると思っております。そういった中でその辺確認をさせていただいた中で、指導の必要があるようであれば指導をしてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、橋場さん。はい、大沼議員。

○4番（大沼恒雄議員）今の関連なんだけどね、それあの嶋産業の委託業務じゃなくて、臨時職員さん町が入れてる臨時職員さんのね、出納閉鎖の関係での支払いのことだと思うんだけど違います。僕前に聞いたときにはね、職員さんはとりあえず20日締めですよ、支払は来月の例えば10日なら10日、10日に払いますと、だけど、20日締めじゃないや月末締めね、ただ休みの関係、例えば役場の休み正月の休みだとか、お盆の休みだとかその長い期間の部分が次の月に繰越されるといのは聞いたことがあるんですよ、それで前に財政課だったかな、お尋ねしたときにそれは出納の関係でどうしてもずれ込むんだという話なんで、それ嶋産業の話とちょっと違うような気がするんだけど、その辺課長どうですか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）橋場議員さんのご質問と違うんじゃないか、今大沼議員言われたそのこととの関連性がはっきりしないまま、私が答弁するのもおかしい話ですが、今大沼議員が言われたその職員の、町の臨時職員ですね、臨時任用の賃金の支給日、基本的には出納事務の中で月末締め翌月10日支払ということで統一をさせていただいております。ですからこれが遅延をして月遅れになるという事ではひとつもございません。

○議長（杉本邦雄議長）はい、よろしいですね。他にありませんか。質疑なしと認め質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。橋場議員。

○7番（橋場守議員）反対、結論を言うと反対です。8月の総選挙でね民主党が圧勝したわけなんですけども。これは決して民主党の政策そのもの全部をね国民が支持したわけじゃないんですね。それで私達共産党は建設的野党という立場でね、いいところは大いに進めるけれども悪いところはやはり、国民の側に立って防波堤になると、そういう立場をとってるわけなんですけれども。民主党最近国の動きを見てるとね、非常に自民党の、自民公明党がやってきたことのようにね、戻ってくる傾向すごくあるんですね、今もうすごい不況が来て大変だっちゃんことが言われているのにね、何が大変かっていったら要するに国民が生活苦しいために購買力を少なくしてるわけですね、要するに内需が冷え込んだお陰でこんな不況が深まっている

ということなんです。ですから私はねこういう賃金を引き下げるようなね国民の暮らしを冷やすような事はやっぱりやめるべきで、とにかく公務員であることは町民でもありますしね、労働者だと、この人たちの生活を守るっていうことからね出発しないとき、中小企業や色んなところの労働者のね賃金を上げろという事はいえないですね、やはりそういう意味からね私はこの減額されるようなね、議案には反対であります。それとね、おかしいことにまだまだ国に対してね無駄遣いあるじゃないかっていうことをね、議会からも、町村からもね発信せんきゃだめなんですよ、例えば、思いより予算の見直しをかけるって言ったらどこを見直すっていったら基地で働いてる人労働者の人が日本の労働者賃金より高いからこれを下げるっていうんで、見直すってこんな逆さまなことを地方でやろうとしてますからね、これはやっぱり間違いだということをお下から発信するっていう意味でねこの議案には反対致します。

○議長（杉本邦雄議長）他にご意見ありませんか。ご意見ありませんので採決に入ります。本案に賛成の方挙手願います。

（挙手多数）

○議長（杉本邦雄議長）挙手賛成多数により本案については原案通り決することに致します。

○議長（杉本邦雄議長）日程第4、議案第66号。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（神憲彦課長）議案第66号。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成21年11月30日提出、町長名でございます。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。特別職の職員の給与に関する条例（平成14年条例第36号）の一部を次のように改正する。第4条第2項中「100分の212.5」を「100分の192.5」に、「100分の232.5」を「100分の217.5」に改める。附則この条例は平成21年12月1日から施行する。

今回の改正につきましては、只今議決をいただきました職員給与に準じて期末手当の支給割合を6月で0.2ヵ月分、12月で0.15ヵ月分削減して、年間4.1ヶ月に削減を行うものでございます。なお、6月につきましては既に暫定でなくて、特例条例の中で削減を実施させていただいているものでございます。また、この後提案を行います、月例給の引き下げと併せて実施した場合の年間の総支給額を北空知の5町で比較いたしますと沼田町の場合、町長の支給額で5番目、それから

副町長及び教育長の支給額が4番目の水準となるものでございます。よろしくご審議のほどお願いを致します。以上です。

○議長（杉本邦雄議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第66号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第5、議案第67号、特別職及び教育長の給与に関する特例条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（神憲彦課長）議案第67号、特別職及び教育長の給与に関する特例条例の一部を改正する条例について。特別職及び教育長の給与に関する特例条例の一部を改正する条例を提出する。平成21年11月30日提出、町長名でございます。

〔以下、条例文を朗読〕

○総務課長（神憲彦課長）今回の改正につきましては職員の月例給が引き下げられたことから、特別職の月例給においても職員に準じて0.24%の引き下げを行うものとなっておりますのでよろしくご審議のほどお願い致します。以上でございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第67号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第6、議案第68号。沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（神憲彦課長）議案第68号。沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成21年11月30日提出、町長名であります。

[以下、条例文を朗読]

○総務課長（神憲彦課長）今回の改正につきましては12月に支給されます、期末手当を職員及び特別職と同様0.35か月分の削減を行い、年間の支給額を4.1ヶ月分とするものでございます。よろしくお願いを致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第68号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り決しました。

(閉 会 宣 言)

○議長（杉本邦雄議長）以上で本臨時会に付議された案件は全て終了致しました。これにて平成21年第7回沼田町議会臨時会を閉会致します。ご苦勞様でした。

10時19分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員